

資料 3

今後の県立高校通学区域のあり方について

－ 検討委員会答申（案）の骨子 －

県立高等学校通学区域検討委員会

1. 検討の背景

本県の県立高等学校の通学区域（以下「学区」と記す）は、高校教育の普及を目的に昭和25年に設定され、その後幾度かの変更を経て、昭和58年にほぼ現在の形となった。以降23年間にわたってこの形を維持してきたが、近年に至り、学区を取り巻く状況に次のような変化があった。

国の規制緩和の一環として平成14年1月に法律が改正され（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」）、公立高校の学区を設定するか否かの判断が設置者である各都道府県・市町村に委ねられることとなったこと。

いわゆる平成の大合併により、本県の市町村も59から21へと大きく再編成され（平成17年10月時点）、これに伴い、新たな市町村の枠組みと現行の学区との間に、一部不整合が生じていること。

全国的にも上記の法改正や市町村合併等により、すでに大多数の都道府県において学区が再検討され、新しい学区制度が導入されていること。

以上のことから、本県においても、県立高校の学区の望ましいあり方について早急な検討を要する状況となった。

2. 検討を進めていく上での基本的な考え方

- ・ 県立高校の学区は、地域に与える影響など広範な要素との関わりを持つ問題であるが、最も考慮すべきは「生徒にとってどういう学区が望ましいか」という視点である。教育的観点を最優先し、生徒第一の視点をもって検討を進める。
- ・ 生徒の主体的な高校選択と、それに伴う学習意欲や自らの将来を考える力等の向上を図るべく、基本的に選択幅を拡大する方向で検討する。
- ・ ただし、中山間地域の高校に対しては、生徒が過度に沿線部へ集中しないよう、一定の配慮を行う。
- ・ 新たな市町村の枠組みと学区との不整合は解消する。

3. 検討事項と具体的な方向性

別紙1「現行の通学区域」 (1)～(3)参照

(1) 東西2学区制 及び 学区外入学枠5%
〔普通科・理数科・一部の専門学科(商業・機械・建築)〕

- ・現在、学区外からの志望者が極めて少なく、学区を設ける積極的意義に乏しい。
- ・むしろ、専門高校や中山間地域の高校にとっては、学区自由化は学校活性化への好機でもある。
- ・東西2学区制は撤廃することが適当である。

別紙1「現行の通学区域」 参照

(2) 特定校普通科の「地域」設定 及び 地域外入学枠8%
8校の普通科〔安来・松江北・松江南・松江東・出雲・大田・浜田・益田〕
出雲高校の「地域」のあり方(「地域外」としている旧平田市の扱い)

について

- ・中山間地域の高校へ与える影響を考慮し、制度自体は継続することが適当である。
- ・ただし、その際、現在「定員の概ね8%以内」としている地域外からの入学枠は緩和(拡大)すべきである。
- ・また、近年における8校それぞれへの志望状況を踏まえ、「地域」設定の対象校を見直す必要がある。特に安来高校については、中山間地域の高校への影響がほとんどないという要素も踏まえ、「地域」設定校としての適否を見直すのが望ましい。

について

- ・合併の結果、旧平田市の生徒は出雲市内で唯一、出雲高校への入学が制限される「地域外」の生徒となった。その一方で、市外である斐川町の生徒には制限がなく、こうした不整合は解消すべきである。また、「県民意識調査」(平成17年11月)においても、“旧平田市への制限撤廃”を求める意見が突出して多い。 別紙2参照
- ・以上を踏まえ、新たに旧平田市を出雲高校の「地域」に加えるのが適当である。
- ・その際、中山間地域の高校に対する影響を考慮し、出雲高校の地域外入学枠については、別途検討する必要がある。
- ・なお、旧多伎町(現出雲市多伎町)については、従来どおり出雲・大田両高校の地域内とするのが適当である。

(3) 松江市内普通科3校の小学区制

(松江・八束を3分割)〔松江北〕〔松江南〕〔松江東〕(学区外入学枠なし)

- ・小学区制による3校等質、切磋琢磨がもたらしたこれまでの教育成果や実績を踏まえ、小学区制は継続すべきである。
- ・しかしながら、小学区制のため、普通科の選択肢が1校に限定されることや、地域によっては居住地から最も近い普通科で学ぶ機会を得られないといった問題もある。こうした実情を踏まえ、松江・八束地域のすべての生徒たちに対して、複数の選択肢の中から自分が学びたい高校の普通科を選び、挑戦するチャンスを提供する必要がある。
- ・すなわち、現行の小学区は残しつつも、一定の緩和措置を講じ、学区外の生徒にも門戸を開くべきである。具体的には、定員の一部に学区外からの生徒を受け入れる“自由枠”を設けるなどして、学区外入学を可能にする方法を検討する必要がある。
- ・なお、今後の生徒数減少を見込み、将来的な松江3校のあり方について根本的に検討する必要がある。その結果を踏まえ、学区についても再検討されるべきである。

(4) 松江市内理数科2校の小学区制

(旧松江市を大橋川で2分割)〔松江北〕〔松江南〕(学区外入学枠なし)

- ・合併の結果、旧松江市の生徒に制限がある一方で、新松江市となった旧八束郡7町村、及び市外である東出雲町の生徒には制限がないという不整合が生じた。この点を解消する必要がある。
- ・検討委員会としての基本的な考え方である“選択幅の拡大”と理数科の特色づくり推進の観点から、小学区制は撤廃し、旧松江市の生徒にも選択の自由を提供するのが適当である。
- ・なお、松江市内の普通科で認めた“小学区制及び等質の意義”から、新たに松江・八束の全域を大橋川で二分する小学区を設けるべきという意見もあった。

(5) その他留意すべき事項

- ・県教育委員会は、今後、本県の入学者選抜や教員の人事異動ルール、ひいては高校のあり方そのものについて鋭意検討し、その中で、望ましい学区のあり方について継続的に検討を進めること。
- ・答申に基づき、県教育委員会は平成18年度のできるだけ早い時期に、新しい通学区域規程等を策定すること。ただし、新しい通学区域規程等の適用にあたっては、中学生の進路選択及び中学校における進路指導の流れを考慮し、一定の周知期間を設けることが望ましい。